

○山梨県警察術科訓練推進要綱の制定について

〔 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 〕
〔 例規甲（教術）第 2 1 号 〕

山梨県警察術科訓練推進要綱

第 1 目的

この要綱は、警察官の職務執行に必要な柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法及び体育の訓練（以下「術科訓練」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 推進責任者の指定等

- 1 各所属に術科訓練の推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。
- 2 推進責任者は、当該所属の警察官に対し術科訓練の重要性を理解させるとともに、適正な職務執行ができるように術科訓練を実施させなければならない。

第 3 術科指導者の指定等

- 1 警務部教養課（以下「教養課」という。）に術科指導者を置き、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をもって充てる。
- 2 術科指導者は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）の指揮を受け警察官の術科指導に当たるものとする。
- 3 術科指導者の資格及び要件は、別表第 1 のとおりとする。

第 4 柔道及び剣道の指導体制等

- 1 刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊、警察学校及び警察署（以下「指定所属」という。）並びにその他必要に応じて指定所属以外の所属に、柔道及び剣道の指導に当たる所属術科指導者（以下「柔剣道所属術科指導者」という。）又は所属術科準指導者（以下「柔剣道所属術科指導者等」という。）を置く。
- 2 柔剣道所属術科指導者等は、教養課、指定所属等が協議し、教養課長の上申に基づき本部長が指定し、当該所属の警察官の術科指導に当たるものとする。
- 3 柔剣道所属術科指導者等の上申は、柔剣道所属術科指導者等上申書（第 1 号様式）により行うものとする。

- 4 柔剣道所属術科指導者の資格及び要件は、原則として、別表第2のとおりとする。
- 5 所属術科準指導者の資格及び要件は、おおむね所属術科指導者の資格及び要件に準ずるものとする。

第5 逮捕術及び体育の指導体制等

- 1 指定所属に逮捕術及び体育の指導に当たる所属術科指導者(以下「逮捕術等所属術科指導者」という。)を置く。
- 2 逮捕術等所属術科指導者は、教養課及び指定所属が協議し、教養課長の上申に基づき本部長が指定し、当該所属の警察官の術科指導に当たるものとする。
- 3 逮捕術等所属術科指導者の上申は、逮捕術等所属術科指導者上申書(第2号様式)により教養課長が行うものとする。
- 4 逮捕術等所属術科指導者の資格及び要件は、原則として、別表第2のとおりとする。

第6 拳銃の指導体制等

警察庁が定めるところによる。

第7 所属術科指導者等の講習

教養課長は、柔剣道所属術科指導者等及び逮捕術等所属術科指導者に対し適時講習を行い、術科技能の向上及び指導力の養成に努めるものとする。

第8 訓練時間への配慮

推進責任者は、職員の術科技能向上のため、勤務時間を調整するなど、術科訓練の時間の確保に配慮するものとする。

第9 受傷防止の徹底

推進責任者は、術科訓練の実施に当たっては、十分な準備運動を行わせるなど、受傷防止に努めなければならない。

第10 柔道、剣道及び逮捕術の訓練

1 訓練の種別

訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- ア 常時訓練 所属の実情に応じて機会あるごとに実施する訓練をいう。
- イ 定期訓練 あらかじめ訓練日を定めて定期的に実施する訓練をいう。
- ウ 特別訓練 あらかじめ期間を定めて実施する訓練をいう。

2 訓練の実施基準

推進責任者は、次に掲げる基準により訓練を実施するものとする。

ア 常時訓練は、朝礼、就勤時等において継続的に実施すること。

イ 定期訓練は、1 か月に3回以上実施すること。

ウ 特別訓練は、年2回以上、1回につき5日以上実施すること。

3 訓練単位取得の義務

- (1) 警察官（初任科教養中の者を除く。）は、別に定める訓練単位を取得しなければならない。
- (2) 訓練単位の認定は推進責任者が行うものとする。
- (3) 推進責任者は、警察大学校又は関東管区警察学校に入校中における訓練について、本人の申告に基づき訓練単位として認定することができるものとする。
- (4) 推進責任者は、疾病等により訓練単位の取得が困難と認めた者については、これを免除し、又は軽減することができるものとする。

第1 1 訓練状況の把握等

- 1 推進責任者は、術科訓練出席簿（第3号様式）を備え付け、定期訓練及び特別訓練について、所属職員の訓練状況を把握するものとする。
- 2 推進責任者は、定期訓練及び特別訓練の実施状況を術科訓練出席簿により、当該訓練を実施した月の翌月の5日までに教養課長を経由して本部長に報告しなければならない。

第1 2 巡回指導

- 1 教養課長は、随時各警察署に術科指導者を派遣し、術科の指導に当たらせるものとする。
- 2 教養課長は、各警察署に対する術科指導に当たっては、必要に応じて、山梨県警察術科特別訓練に関する訓令(昭和60年山梨県警察本部訓令第1号)第2条に規定する特別訓練員を指導補助者として派遣するものとする。
- 3 教養課長は、訓練の実施状況を把握するため、各警察署に対する巡回指導時に訓練内容を検証するものとする。

第1 3 訓練状況の検証

本部長は、訓練状況を検証するため、年1回、術科に関する監察を行うものとする。

第1 4 段級審査等

- 1 教養課長は、適時段級審査及び技能検定を開催するものとする。

- 2 推進責任者は、段級審査及び技能検定の積極的な受検の勧奨を行うものとする。

第15 県下大会等の開催

- 1 本部長は術科の振興と技能の向上を図るため、各術科の県下大会等を開催するものとする。
- 2 推進責任者は、他の推進責任者と共同で術科の振興と若手警察官の術科訓練の活発化を図るため、各術科の大会等を開催するものとする。

第16 賞揚

- 1 本部長及び警務部長は、術科訓練の成績が優秀と認められる所属又は個人を表彰することができる。
- 2 教養課長及び推進責任者は、術科訓練の成績が優秀と認められる個人を表彰するものとする。

第17 警察官以外の職員の訓練参加

推進責任者は、業務内容の必要性に応じ、警察官以外の職員を訓練に参加させることができるものとする。

別表及び様式略